

令和 6 年度 神奈川県労働委員会年報

目 次

I 神奈川県労働委員会の動き

1 概況	1
------	---

II 労働争議の調整

1 調整事件の取扱状況	2
(1) 係属件数・終結件数	2
(2) 平均処理日数・平均調整回数	2
(3) 調整事件一覧	3
2 実情調査の取扱状況	4
(1) 取扱件数・終結件数	4

III 不当労働行為の審査

1 不当労働行為事件の取扱状況	5
(1) 係属件数・終結件数	5
(2) 平均処理日数	6
(3) 審査期間の目標達成状況	6
(4) 不当労働行為事件一覧	7
2 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況	10
3 終結後の状況	10
(1) 初審事件の状況	10
(2) 再審査事件の状況	10
(3) 行政訴訟事件の状況	11
ア 初審命令に係る行政訴訟の状況	11
イ 再審査命令に係る行政訴訟の状況	11

IV 個別労働関係紛争のあっせん

1 個別労働関係紛争事件の取扱状況	12
-------------------	----

V 労働組合の資格審査等

1 組合資格審査	13
2 非組合員の範囲の認定・告示	14
3 職の新設等の通知の受理	14

【資料】

- 1 委員名簿
- 2 あっせん員候補者名簿
- 3 事務局組織図

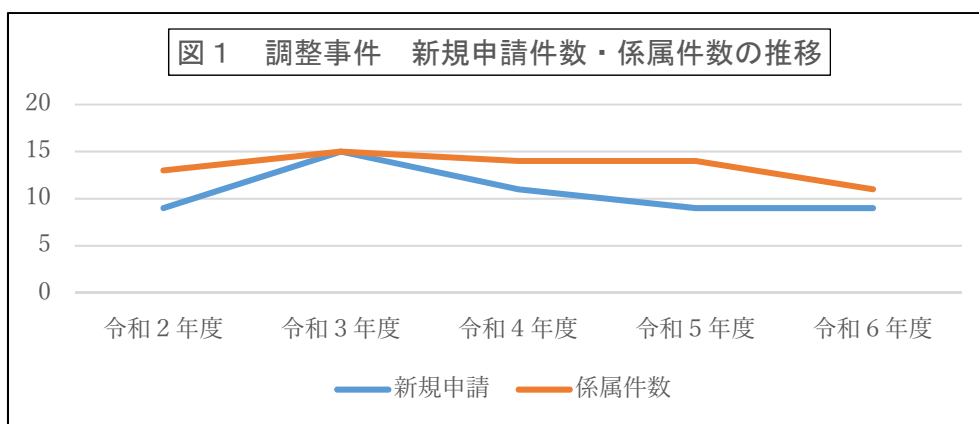
I 神奈川県労働委員会の動き

1 概況

令和6年4月から令和7年3月までの1年間に当委員会で取り扱った事件（係属事件）について取りまとめたところ、調整事件は前年度から3件減少して、11件でした。不当労働行為事件は、前年度から13件減少して32件でした。

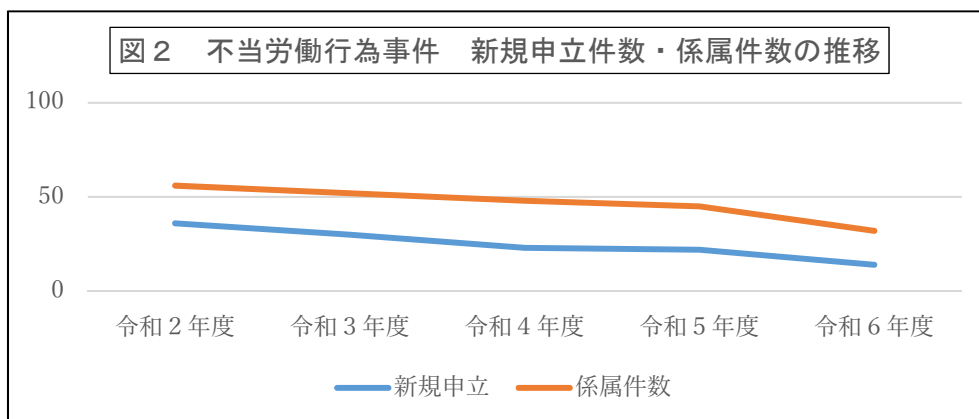
1-1表 調整事件 新規申請件数・係属件数の推移（単位：件）

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規申請	9	15	11	9	9
係属件数	13	15	14	14	11
終結件数	13	12	9	12	10



1-2表 不当労働行為事件 新規申立件数・係属件数の推移（単位：件）

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規申立	36	30	23	22	14
係属件数	56	52	48	45	32
終結件数	34	27	25	27	15



Ⅱ 労働争議の調整

1 調整事件の取扱状況

(1) 係属件数・終結件数

令和 6 年度に当委員会が取り扱った調整事件は11件であり、前年度から 3 件減少しました。その内訳は、前年度からの繰越しが 2 件、新規申請が 9 件であり、このうち10件が終結し、1 件が翌年度への繰越しとなりました。

なお、調整事件の区分はいずれも「あっせん」であり、仲裁は昭和45年以降、調停は昭和61年以降、係属していません。

2-1 表 調整事件の処理状況（単位：件）

区分 \ 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
係属件数	前年度からの繰越し	4	0	3	5	2
	新規	9	15	11	9	9
	合計	13	15	14	14	11
終結件数	解決	4	3	6	4	3
	不調・打切り	8(3)	7(3)	3(1)	6(3)	6(2)
	取下げ	1(0)	2(1)	0(0)	2(0)	1(0)
	合計	13(3)	12(4)	9(1)	12(3)	10(2)
翌年度へ繰越し		0	3	5	2	1
解決率(%)		33.3%	30.0%	66.7%	40.0%	33.3%

(注 1) ()内は、被申請者があっせんに応じなかった事件を内数で示したもの。

(注 2) 解決率は、解決件数を、取下げを除く終結件数で除したもの。

(2) 平均処理日数・平均調整回数

令和 6 年度に終結した事件の申請から終結までの 1 件当たりの平均処理日数は89.7日でした。

なお、あっせんが実施され、令和 6 年度に終結した事件の平均調整回数は2.0回でした。

2-2 表 調整事件の平均処理日数（単位：日）・平均調整回数（単位：回）

区分 \ 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
平均処理日数		101.8	80.3	127.0	86.8	89.7
平均調整回数		2.3	1.9	2.1	2.6	2.0

(注) 平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したもの。

(3) 調整事件一覧

2-3 表 令和6年度調整事件一覧

事件 番号	区分	申請者 区分	事業者の業種	調整事項	申請 年月日	終結 年月日	終結 事由	備考
繰越 5-11	あ	労	金融業, 保険業 (保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む))	元営業部長による法令違反の件等に関する説明	5.11.30	6.4.18	打切	
繰越 6-1	あ	労	医療, 福祉 (医療業)	特殊勤務手当廃止の撤回または代償措置の導入	6.3.7	6.9.17	解決	協定締結
6-2	あ	労	サービス業 (他に分類されないもの) (建物等維持管理業)	解雇撤回及び無期雇用転換	6.7.5	6.10.21	解決	協定締結
6-3	あ	労	医療, 福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	夏季休暇日数の増加、一時金の増額	6.7.12	6.10.25	打切	
6-4	あ	労	医療, 福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	未払い賃金の支払いを決める実質的協議の場を設けること	6.9.18	7.1.10	解決	協定締結
6-5	あ	使	卸売業, 小売業 (機械器具卸売業)	組合員の労働条件の明確化	6.11.7	7.2.3	打切	
6-6	あ	使	建設業	団体交渉の促進	6.11.29	7.2.12	打切	
6-7	あ	労	宿泊業、飲食サービス業 (飲食店)	組合員に係る休業・給付金不支給問題の解決	6.12.9			
7-1	あ	労	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	組合員に対する一時金の不平等支給問題の解決	7.1.9	7.2.14	打切	
7-2	あ	労	医療業、福祉業 (医療業)	「令和6年度 診療報酬改定」に伴う賃上げについて	7.2.19	7.3.17	打切	
7-3	あ	労	製造業 (はん用機械器具製造業)	定年後再雇用後の賃金減額の撤回	7.3.10	7.3.11	取下	

(注1) 区分欄「あ」はあっせん、「調」は調停、「仲」は仲裁を示す。

(注2) 申請者区分欄「労」は労働組合、「使」は使用者からの申請を示す。

2 実情調査の取扱状況

(1) 取扱件数・終結件数

令和6年度に当委員会が取り扱った労働争議の実情調査は46件で、その内訳は、前年度からの繰越し件数が18件、新規件数が28件でした。このうち、30件が打切りにより終結し、16件が翌年度へ繰越しとなりました。

なお、新規件数はすべて、労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知によるものでした。

2-4 表 労働争議の実情調査の取扱状況（単位：件）

年度 区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取扱件数	前年度からの繰越し	18	21	20	20	18
	新規	37	35	36	31	28
	合計	55	56	56	51	46
終結件数	解決	32	19	19	3	0
	打切り	1	17	17	30	30
	調整移行	1	0	0	0	0
	不当労移行	0	0	0	0	0
	合計	34	36	36	33	30
翌年度へ繰越し		21	20	20	18	16

Ⅲ 不当労働行為の審査

1 不当労働行為事件の取扱状況

(1) 係属件数・終結件数

令和 6 年度に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は、前年度からの繰越し 18 件、新規申立て 14 件の計 32 件でした。このうち 15 件が終結（命令・決定 4 件（うち 2 件は併合事件のため、併合後の件数は 3 件）、和解・取下げ 11 件）し、17 件が翌年度へ繰越しとなりました。

3-1 表 不当労働行為事件の処理状況（単位：件）

年度 区分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
係 属 件 数	前年度からの繰越		20	22	25	23	18
	新規申立て		36	30	23	22	14
	係属計		56	52	48	45	32
終 結 件 数	命 令 ・ 決 定	全部救済	1	0	1	3	1
		一部救済	6	3	4	2	1
		棄却	1	4	2	4	2
		却下	0	0	0	0	0
		却下及び棄却	0	0	1	0	0
		計	8	7	8	9	4
	和 解 ・ 取 下 げ	関与和解	21	18	15	15	10
		無関与和解	3	1	1	1	0
		取下げ	2	1	1	2	1
		計	26	20	17	18	11
	終結計		34	27	25	27	15
	終結率（％）		60.7％	51.9％	52.1％	60.0％	46.9％
翌年度への繰越			22	25	23	18	17

（注 1）終結率＝終結件数÷係属件数×100

（注 2）命令・決定・和解・取下げの意味内容は、次のとおりです。

- 命令 事件の実態審理を行った上で命令を発した場合をいう。申立てを認容（全部救済・一部救済）する命令と棄却する命令がある。
- 決定 事件の実態審理に入らず、申立を不適法として却下した場合（申立期間を徒過したとき等）をいう。
- 和解 和解により終結した場合をいう。関与和解（労働委員会が関与した和解）と無関与和解（労働委員会が関与しない和解）がある。
- 取下げ 和解以外の事由により申立人が取り下げた場合をいう。

(2) 平均処理日数

令和 6 年度における、不当労働行為事件の平均処理日数は404日であり、終結事由別にみると、命令・決定が723日、和解・取下げが289日でした。

3-2 表 不当労働行為事件の平均処理日数及び最長・最短処理日数（単位：日）

区分 \ 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
平均処理日数 (総平均)		356	324	327	333	404
命令・決定	平均処理日数	727	564	531	516	723
	最長処理日数	1,148	752	881	721	1,189
	最短処理日数	367	225	281	377	508
和解・取下げ	平均処理日数	241	240	231	242	289
	最長処理日数	595	473	602	589	722
	最短処理日数	53	13	7	69	137

(3) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、審査期間の目標を原則として1年6か月以内としています。

令和 6 年度に終結した事件の目標達成状況をみると15件のうち11件が目標期間内に終結し、4件が目標期間を超過しました。

3-3 表 令和 6 年度審査期間の目標達成状況（単位：件）

区分	命令	決定	和解	取下げ	合計
終結件数	4	0	10	1	15
1 年 6 か月以内	1 (25%)	0	9 (90%)	1 (100%)	11 (73.3%)
1 年 6 か月超	3 (75%)	0	1 (10%)	0	4 (26.7%)

(注 1) ()内は、終結件数に対する割合を示したもの（端数処理の関係上合計が100%とならない場合がある。）。

(注 2) 審査期間の目標は、労働組合法に基づき定めたもの。

(4) 不当労働行為事件一覧

3-4 表 令和6年度不当労働行為事件一覧

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
3-10	労働組合	X(建設業)	1 2 3 4	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.4.1	6.7.2	一部救済	1,189日	再審査 (使)
4-12	①労働組合A ②労働組合B	X(医療, 福祉)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.5.30	6.5.20	関与和解	722日	
4-18	労働組合	①X(建設業) ②Y(建設業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.24	6.5.22	棄却	577日	
4-20	労働組合	X(建設業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.25	6.7.2	全部救済	617日	再審査 (使)
5-6	労働組合	①X(サービス業) ②Y(生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.4.28				
5-8	労働組合	X(サービス業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	5.6.13	6.4.17	取下げ	310日	
5-10	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.6.26				
5-11	労働組合	X(情報通信業)	1 3 4	・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・報復的不利益取扱いの禁止	5.6.27	6.11.15	棄却	508日	再審査 (組合)
5-14	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.8.9				
5-15	労働組合	X(サービス業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.8.14				

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
5-16	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・未払い賃金の支払い ・ポスト・ノーティス	5. 8. 17				
5-20	労働組合	X(医療, 福祉)	2 3	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5. 11. 2	6. 10. 16	関与和解	350日	
5-21	労働組合	X(不動産業、物品賃貸業)	2	・団体交渉応諾 ・協約締結	5. 11. 10	7. 1. 21	関与和解	439日	
5-22	労働組合	X(サービス業)	2	・誠実団交実施	5. 11. 22	6. 4. 17	関与和解	148日	
5-23	労働組合	① X(建設業) ② Y(建設業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5. 11. 28	6. 7. 19	関与和解	235日	
5-25	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5. 12. 12				
5-26	労働組合	① X(サービス業) ② Y(サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5. 12. 21	6. 5. 8	関与和解	140日	
6-1	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6. 2. 9	6. 7. 19	関与和解	162日	
6-2	労働組合	X(教育, 学習支援業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6. 4. 26	6. 9. 9	関与和解	137日	
6-3	労働組合	① X(サービス業) ② Y(サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 5. 27	7. 3. 6	関与和解	284日	
6-4	労働組合	① X(建設業) ② Y(建設業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 5. 28	7. 1. 29	関与和解	247日	
6-5	労働組合	X(金融業, 保険業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 5. 29				
6-6	労働組合	X(複合サービス事業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 6. 4				

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
6-7	個人	X(運輸業, 郵便業)	1 4	・解雇撤回 ・報復的不利益取扱いの禁止 ・ポスト・ノーティス	6.6.28				
6-8	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6.7.4				
6-9	労働組合	① X(サービス業) ② Y(製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6.9.5				
6-10	労働組合	X(サービス業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	6.9.24				
6-11	労働組合	① X(サービス業) ② Y(製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6.10.9				
6-12	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・雇止めの撤回 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止	6.11.29				
7-1	労働組合	X(教育, 学習支援業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.2.12				
7-2	労働組合	① X(サービス業) ② Y(卸売業、小売業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.2.25				
7-3	労働組合	X(教育, 学習支援業)	2 3	・雇止めの撤回 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.3.28				

2 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況

令和6年度に労働委員会規則第40条に規定する審査の実効確保の措置勧告を求める申立てはありませんでした。

3-5表 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況（単位：件）

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立件数	4	8	1	2	0
労委規則第40条による勧告	—	—	—	—	—
委員要望 ^(注)	0	1	0	1	0

(注) 委員要望：申立内容の緊急性に応じ、審査委員と参与委員の連名等により発する要望

3 終結後の状況

(1) 初審事件の状況

令和6年度に当委員会が発した命令3件（併合後の件数）のうち、2件について中央労働委員会に再審査の申立てがなされました。

(2) 再審査事件の状況

令和6年度に係属した当委員会の命令に係る再審査事件数は、前年度からの繰越し6件、新規申立て2件（労側申立て1件、使側申立て1件）の計8件でした。このうち1件が取下げにより終結（終結率12.5%）し、7件が翌年度に繰越しとなりました。

3-6表 令和6年度再審査申立事件一覧

番号	神奈川県労働委員会			中央労働委員会				
	初審 事件番号	初審 終結日	初審 終結事由	申立人 区分	再審査 事件番号	再審査 申立日	再審査 終結日	再審査 終結事由
1	29-37	2.10.7	一部救済	使	2-48	2.10.19		
2	29-37	2.10.7	一部救済	組合・個人	2-50	2.10.20		
3	1-23	3.7.28	一部救済	使	3-24	3.8.2		
4	1-23	3.7.28	一部救済	組合	3-27	3.8.11		
5	2-24	5.3.29	一部救済	使	5-14	5.4.11		
6	3-25	5.9.6	一部救済	使	5-28	5.9.14		
7	3-10 4-20	6.7.2	一部救済 全部救済	使	6-29	6.7.8		
8	5-11	6.11.15	棄却	組合	6-53	6.11.29	7.3.31	取下げ

(3) 行政訴訟事件の状況

ア 初審命令に係る行政訴訟の状況

令和6年度は、前年度からの繰越しが2件あり、新規の係属はありませんでした。このうち1件は判決確定により終結し、1件は翌年度に繰越しとなりました。

3-7表 令和6年度初審関係行政訴訟事件一覧

1	初審		事件番号			終結年月日	終結事由
			3-16			4. 6. 7	一部救済
	行政訴訟	横浜地裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行ウ) 4-40	4. 7. 5	使	6. 5. 29	棄却
		東京高裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
(行コ) 6-180			6. 6. 13	使	6. 12. 19	棄却 (7. 1. 7確定)	
2	初審		事件番号			終結年月日	終結事由
			4-1			5. 5. 23	全部救済
	行政訴訟	横浜地裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行ウ) 5-40	5. 6. 21	使	6. 9. 18	棄却
		東京高裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行コ) 6-269	6. 10. 3	使		

イ 再審査命令に係る行政訴訟の状況

令和6年度は、前年度からの繰越しが1件あり、判決確定により終結しました。

3-8表 令和6年度再審査関係行政訴訟事件一覧

	初審		事件番号			終結年月日	終結事由
			28-20			1. 5. 29	一部救済
1	再審査		事件番号			終結年月日	終結事由
			1-22 1-24			3. 1. 12	初審命令 一部変更
			番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
	行政訴訟	東京地裁	(行ウ) 3-66	3. 2. 16	使	6. 6. 27	一部却下 及び 一部棄却
			番号	提起年月日	原告		
			(行ウ) 3-274	3. 7. 15	労		
		東京高裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行コ) 6-201	6. 7. 9	使	6. 12. 25	棄却 (7. 1. 11確定)

Ⅳ 個別労働関係紛争のあっせん

1 個別労働関係紛争事件の取扱状況

令和6年度に当委員会が取り扱った個別労働関係紛争事件は1件であり、翌年度に繰越しとなりました。

4-1表 令和6年度個別労働関係紛争に係るあっせん事件一覧

事件 番号	申請者 区分	事業者の業種	雇用 形態	あっせん事項	申請 年月日	終結 年月日	処理 日数
					依頼 年月日	終結 事由	調整 日数
(個)6-1	労働者	情報通信業 (システムエンジニア業務)	契約 社員	雇止めに係る保証金支払い・有給休暇の買取り	6.11.21		
					6.12.2		

V 労働組合の資格審査等

1 組合資格審査

労働組合が労働組合法第7条に規定する不当労働行為の救済申立てを行うときや法人登記をするために証明書が必要なときなどに、労働組合から同法第2条及び第5条第2項に規定する要件に適合していることの立証がなされると、当委員会では要件を満たしているか審査を行います。

令和6年度に当委員会が取り扱った組合資格審査件数（係属件数）は、前年度からの繰越し18件、新規立証19件の計37件でした。このうち、21件が終結（適合決定9件、審査手続終了12件）し、16件が翌年度に繰越しとなりました。

5-1表 組合資格審査の処理状況（単位：件）

年度 区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
係属 件数	前年度からの繰越し	24	26	27	24	18
	新規立証件数	44	45	31	31	19
	計	68	71	58	55	37
終結 件数	適合決定	16	22	15	19	9
	不適合決定	0	0	0	0	0
	審査手続終了	26	22	19	18	12
	計	42	44	34	37	21
翌年度への繰越し		26	27	24	18	16

令和6年度の新規立証19件を立証事由別にみると、不当労働行為が14件、法人登記が5件でした。

5-2表 新規立証の事由別件数（単位：件）

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不当労働行為	38	32	24	22	14
法人登記	6	5	7	5	5
労務供給	0	0	0	0	0
労働者委員推薦	0	8	0	4	0
計	44	45	31	31	19

2 非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づき、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の職員で組織される労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する使用者の利益代表者（非組合員）の範囲を労働委員会が認定し告示しています。

令和6年度の当委員会の取扱件数は1件でした。

5-3表 令和6年度非組合員の範囲認定・告示

告示番号	組合名	届出 年月日	認定 年月日	告示 年月日	申出人
6年第1号	全水道川崎水道労働組合	6.7.16	6.8.23	6.9.24	組合・企業連名

3 職の新設等の通知の受理

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第3項の規定に基づく、地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知について、令和6年度に当委員会が受理した件数は1件でした。

5-4表 令和6年度職の新設、変更または廃止通知の受理

地方公営企業等の名称	受理 年月日	新設・変更又は廃止の別 (理由)	新設、変更又は 廃止した日
川崎市上下水道局	6.7.16	新設、廃止、変更 (人事異動等)	6.4.1

【 資 料 】

1 委員名簿

第45期神奈川県労働委員会委員名簿

区 分	氏 名	現 職 等
公 益 委 員	お の たけし ◎小 野 毅	弁護士
	なか じま ひろ たか 中 嶋 弘 孝	株式会社神奈川新聞社社友
	よこ みぞ く み 横 溝 久 美	弁護士
	おお にし みず ほ 大 西 瑞 穂	弁護士
	もと ひさ よう いち 本 久 洋 一	國學院大學法学部教授
	ぬま た まさ ゆき ○沼 田 雅 之	法政大学法学部教授
	いし ぎき ゆ き こ 石 崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
労 働 者 委 員	なり しげ つね お 成 重 恒 夫	J A M神奈川参与
	おか もと しげ き 岡 元 茂 樹	電機連合神奈川地方協議会特別常任幹事
	たか はし ひろ やす 高 橋 廣 康	相模鉄道労働組合顧問
	やす だ たけ とし 保 田 武 利	U A ゼンセン神奈川県支部支部長
	たで ぬま ひろ ゆき 蓼 沼 宏 幸	自治労神奈川県本部中央執行委員長
	あか ほり まさ しげ 赤 堀 正 成	神奈川県労働組合総連合幹事
	たか はし しん ご 高 橋 慎 吾	自動車総連神奈川地方協議会議長
使 用 者 委 員	おおくぼ よし かず 大久保 慶 一	株式会社大倉代表取締役会長
	はら だ みつ ひろ 原 田 光 浩	株式会社 J F E ウイング顧問
	ぐん じ のぼる 郡 司 登	三菱重工業株式会社横浜製作所顧問
	やす だ かつ あき 安 田 克 明	日産自動車株式会社日本人財開発部労務管理アドバイザー
	いち かわ たか ひろ 市 川 隆 弘	神奈川都市交通株式会社取締役業務部長
	かわ ごえ よし ゆき 川 越 美 行	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事
	きく ち とし ゆき 菊 地 敏 幸	株式会社エヌエスケーエンタープライズ代表取締役

◎会長

○会長代理

2 あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職
小野 毅	弁護士 神奈川県労働委員会会長
沼田 雅之	法政大学法学部教授 神奈川県労働委員会会長代理
中畠 弘孝	株式会社神奈川新聞社社友 神奈川県労働委員会委員
横溝 久美	弁護士 神奈川県労働委員会委員
大西 瑞穂	弁護士 神奈川県労働委員会委員
本久 洋一	國學院大學法学部教授 神奈川県労働委員会委員
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授 神奈川県労働委員会委員
成重 恒夫	JAM神奈川参与 連合神奈川労働アドバイザー 神奈川県労働委員会委員
岡元 茂樹	電機連合神奈川地方協議会特別常任幹事 神奈川県労働委員会委員
高橋 廣康	相模鉄道労働組合顧問 神奈川県労働委員会委員
保田 武利	U Aゼンセン神奈川県支部支部長 神奈川県労働委員会委員
蓼沼 宏幸	自治労神奈川県本部中央執行委員長 神奈川県労働委員会委員
赤堀 正成	神奈川県労働組合総連合幹事 神奈川県労働委員会委員
高橋 慎吾	自動車総連神奈川地方協議会議長 神奈川県労働委員会委員
大久保 慶一	株式会社大倉代表取締役会長 千代田建設株式会社取締役 神奈川県労働委員会委員
原田 光浩	株式会社J F E ウイング顧問 神奈川県労働委員会委員
郡司 登	三菱重工業株式会社横浜製作所顧問 神奈川県労働委員会委員

氏 名	現 職
安田 克明	日産自動車株式会社日本人財開発部労務管理アドバイザー 神奈川県労働委員会委員
市川 隆弘	神奈川都市交通株式会社取締役業務部長 神奈川県労働委員会委員
川越 美行	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事 神奈川県労働委員会委員
菊地 敏幸	株式会社エヌエスケーエンタープライズ代表取締役 神奈川県労働委員会委員
浜村 彰	法政大学名誉教授
芹沢 秀行	かながわ教職員組合連合特別執行委員
亀崎 友彦	全日本運輸産業労働組合神奈川県連合会執行委員長
新 敦	ＵＡゼンセン東京都支部支部長
田原 仁	三菱重工業株式会社横浜製作所顧問
鳥海 衡一	江南交通株式会社代表取締役
二見 稔	
林 眞由美	神奈川県労働委員会事務局長
舘 聡彦	神奈川県労働委員会事務局副事務局長 兼審査調整課長
椎野 貴純	神奈川県労働委員会事務局 労働関係調整担当課長
後藤 洋介	神奈川県労働委員会事務局審査調整課 グループリーダー
弓場 佳多子	神奈川県労働委員会事務局審査調整課 主幹

3 事務局組織図

令和 7 年 3 月 31 日現在の職員数は 20 名です。内訳は、事務局長 1 名、副事務局長
兼審査調整課長 1 名、労働関係調整担当課長 1 名及び副課長 1 名のほか、総務グル
ープにグループリーダー 1 名とグループ員 2 名、審査調整グループにグループリー
ダー 1 名とグループ員 12 名となっています。

(組織図)

事務局長

副事務局長

兼審査調整課長

労働関係調整担当課長

副課長

グループリーダー
(総務グループ)

グループ員 2 名

グループリーダー
(審査調整グループ)

グループ員 12 名